

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第146号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表美術館長の項第7号中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)